

第1章 労働委員会の構成

1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使紛争処理を主たる業務とする唯一の専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、千葉県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命する。委員の任期は2年であるが再任は妨げない。

会長及び会長代理は、全委員の選挙により公益委員の中から選出し、会長は労働委員会を代表する。会長に事故あるときは会長代理が代行する。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等に定められた目的を達成するため、調整機能と準司法的（審査あるいは判定）機能が与えられている。

労働争議のあっせん、調停、仲裁、個別的労使紛争のあっせん等は前者に属し、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示等は後者に属するものである。

2 第45期委員

第45期委員は、平成26年7月20日付けで任命され、任期は平成28年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

第45期千葉県労働委員会委員

平成27年12月31日現在

公益委員

氏 名	職 業	主な経歴
◎島崎克美	弁 護 士	千葉県弁護士会会長
○松田忠三	千葉大学名誉教授	千葉大学法経学部長
金原恭子	千葉大学大学院教授	千葉大学教授
村上典子	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
船越豊	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長

(注) ◎…会長、○…会長代理

労働者委員

鈴木洋	N T T労働組合南関東総支部 執行委員長	N T T労働組合東日本本部 執行委員
本原康雄	千葉県労働組合連合会事務局長	全国労働組合総連合幹事
横田泰文	全国繊維化学食品流通サービス 一般労働組合同盟常任中央執行委員	全国繊維化学食品流通サービス 一般労働組合同盟千葉県支部長
鈴木光	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	情報産業労働組合連合会 千葉県協議会議長
山崎英世	東京電力労働組合 千葉県地区本部執行委員長	東京電力労働組合 千葉総支部書記長

使用者委員

花澤和一	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	社団法人千葉県経営者協会 事務局 局長
西村美和子	有限会社ヒルクレスト代表取締役	医療法人芙蓉会五井病院 副 理 事 長
金田榮弘	J F E東日本ジーエス株式会社 顧問	川鉄建材株式会社 常 務 取 締 役
熱田正之	元株式会社千葉興業銀行監査役	ユアサフナシヨク株式会社 監 査 役
久保田修二	帝都自動車交通株式会社 代表取締役会長	船橋交通株式会社 代表取締役会長

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条には、労働委員会は学識経験を有する者で、労働争議の解決に援助を与えることができる者をあっせん員候補者として委嘱し、その名簿を作製しておかなければならないことが規定されている。

あっせん員候補者の委嘱の対象となる者は、必ずしも当該労働委員会の管轄区域内の居住者に限定されず、またその任期も法令上特別の定めはない。

当委員会はこのような法令上の趣旨に従い、委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長、審査調整課副課長について、その職にある間で期間の定めのない委嘱をしている。

名簿は次のとおりである。

あっせん員候補者

平成27年12月31日現在

氏名	職名	備考
島崎克美	労働委員会 公益委員	H20. 7. 18 委嘱
松田忠三	〃 〃	〃
金原恭子	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
村上典子	〃 〃	〃
船越豊	〃 〃	H26. 7. 24 委嘱
鈴木洋	〃 労働者委員	H22. 7. 20 委嘱
本原康雄	〃 〃	〃
横田泰文	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
鈴木光	〃 〃	H26. 7. 24 委嘱
山崎英世	〃 〃	H27. 9. 14 委嘱
花澤和一	〃 使用者委員	H24. 7. 24 委嘱
西村美和子	〃 〃	H20. 7. 18 委嘱
金田榮弘	〃 〃	H22. 7. 20 委嘱
熱田正之	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
久保田修二	〃 〃	H26. 7. 24 委嘱
影山美佐子	労働委員会 事務局長	H27. 4. 14 委嘱
松本均	〃 事務局次長	H26. 4. 15 委嘱
横尾明広	〃 事務局審査調整課長	〃
川島雄子	〃 〃 審査調整課副課長	H27. 4. 14 委嘱

4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12及び同施行令第25条の規定により労働委員会の事務を処理するために設けられており、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(審査調整第一班、審査調整第二班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、平成27年12月末の職員数は13名となっている。

(組織図)

